

7. 配置人員の職種

	特別養護老人ホーム	短期入所生活介護	通所介護
生活相談員	ご契約者の日常の相談に応じ、適宜生活支援を行います。		
	1名	1名	1名
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康維持のための相談・助言を行います。		
	35名	特養と兼務	8名
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。		
	6名	特養と兼務	1名
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。		
	1名	1名	—
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス、計画（ケアプラン）を作成します。		
	1名	—	—
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。		
	1名（嘱託）	1名（嘱託）	—
管理栄養士	栄養ケア計画の作成及びサービスの実施に従事しています。		
	2名	—	—
調理員	管理栄養士の支持を受けて給食業務に従事しています。		
	必要数	—	—